

|豊|か|な|老|後|の|た|め|に|

# 確定拠出年金つみたて年金プラン

## 企業型確定拠出年金制度



### 優れた税制優遇!

掛金は全額非課税、運用期間も課税がされません。受給時も一時金は退職所得控除、年金は公的年金等控除の対象です。

### 年金資産の持ち運び可能!

離転職時も課税されることなく転職先に資産を移換し、積み立てを継続できます。(ポータビリティ制度)

### 掛金額は自由に選択!

ライフプランに合わせて、掛金を自由に選択・変更できます。

### 充実した運用商品ラインナップ

充実した運用商品を提供します。パッシブ運用の商品にかかる手数料は業界最低水準で良質なファンドを選んでいきます。

**新規加入** (これから加入される方)

**掛金変更** (既に加入されている方)

新規の加入もしくは掛金の変更をご希望される方は同封の「確定拠出年金 つみたて年金プラン加入申込書兼掛金変更申込書」にご記入の上、会社の担当者へご提出ください。

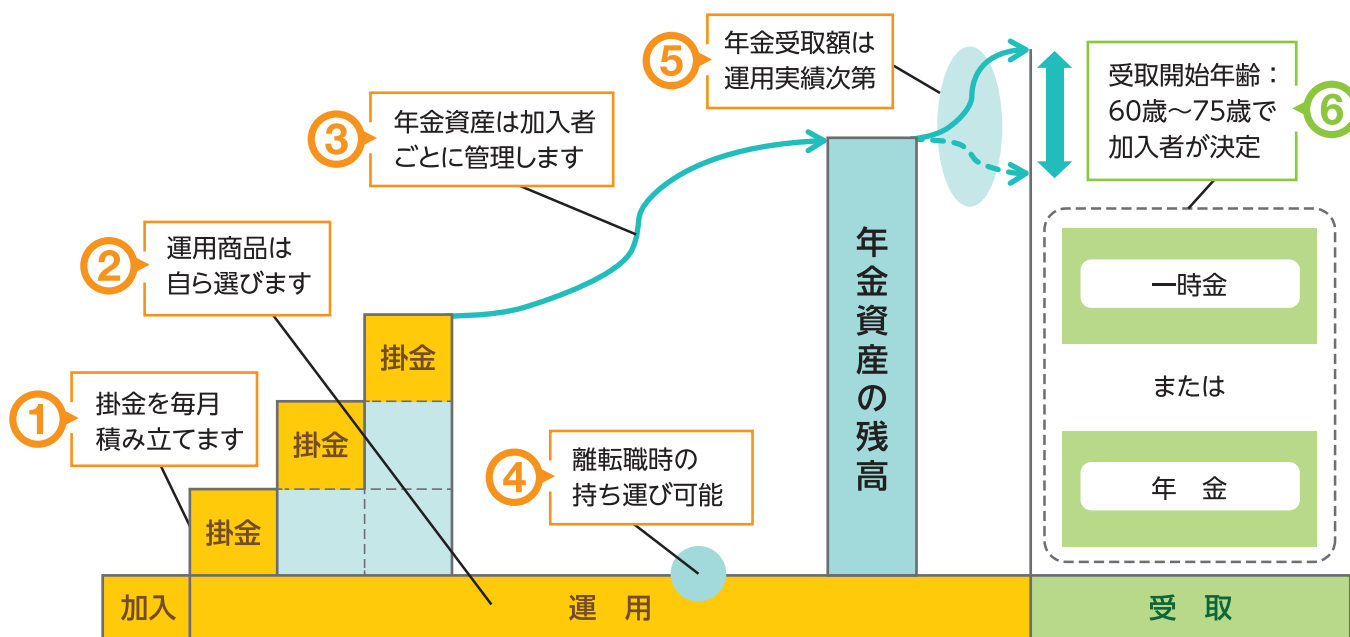
# つみたて年金プランの概要

## つみたて年金プランの特長

- ① 法律にもとづく会社の年金制度(確定拠出年金制度)です。
- ② 希望する従業員(役員含む)が加入できる任意積立制度(選択制)です。
- ③ 掛金は会社が定める上限まで自由に積み立てが可能です。
- ④ 加入者が運用商品を自由に選択し、年金資産を運用します。
- ⑤ 受け取り開始可能年齢は60歳~75歳(注)までの期間で加入者が決定します。  
(注) 途中での解約、引き出しはできません。

## 制度の概要

当プランは財形年金のようにご利用いただける希望者加入の企業型確定拠出年金制度です。



## 掛金

従業員(役員を含む)の掛金は、会社で定めた金額を上限として、その範囲内で自由に積み立てできます。ただし、法令で定める拠出限度額は月額55,000円までとなります。

掛金は、会社が定める期間内であれば自由に変更が可能です。  
ただし、一度加入した方は現在の職場に在籍している限り掛金の停止ができず、最低掛金額を継続して積み立てします。

## つみたて年金プランの税制優遇

- 事業主掛金として積み立てた掛金は所得とはならないため、全額非課税となります。<sup>\*1</sup>
- 所得とはならないことから、厚生年金保険料や健康保険料などの算定基礎に含まれません。

### 拠出[積立]時

- ・所得税が非課税
- ・住民税が非課税
- ・社会保険料の対象外

### 運用期間中 <sup>\*2</sup>

- ・運用益が非課税

### 受取時

- ・一時金は退職所得  
(退職所得控除の対象)
- ・年金は雑所得  
(公的年金等控除の対象)

<sup>\*1</sup> 税制は将来変更される可能性があります。税制の詳細については税務署または税理士などの専門家にご相談ください。

<sup>\*2</sup> 確定拠出年金では、拠出時や運用時の課税が給付時まで繰り延べられます。その延滞利息として年金資産に特別法人税が年1.173% (国税1% 地方税0.173%) が課税されますが、現時点で2023年3月末までの課税の凍結が決定しています。

## 税効果・社会保険料の効果シミュレーション

つみたて年金プランは、掛金が全額非課税、社会保険料の算定基礎からも外れるため、有利に老後資金を準備することができます。



■ 月に1万円を確定拠出年金の掛金として拠出した場合 (年齢30歳 給与25万円)

	拠出前	拠出後	効果
社会保険料 <sup>*1</sup>	447,984 円	413,856 円	▲34,128 円
税金 [所得税・住民税]	169,900 円	162,300 円	▲ 7,600 円
合計	617,884 円	576,156 円	▲41,728 円

年間12万円を積み立てると  
**約4万円**の負担軽減となります。

■ 同じ老後資金の積み立てでも (積み立て後の手取り金額を同じとする場合) (年齢30歳 給与25万円)

確定拠出年金は、税金と社会保険料を支払う前に1万円の掛金を積み立てます。  
一旦、給与として受け取ると、税金と社会保険料を支払った後、積み立てることとなります。



確定拠出年金で  
積み立てる場合

10,000 円

課税後に  
積み立てる場合

約 6,500 円

社会保険料

税金

約3,500円

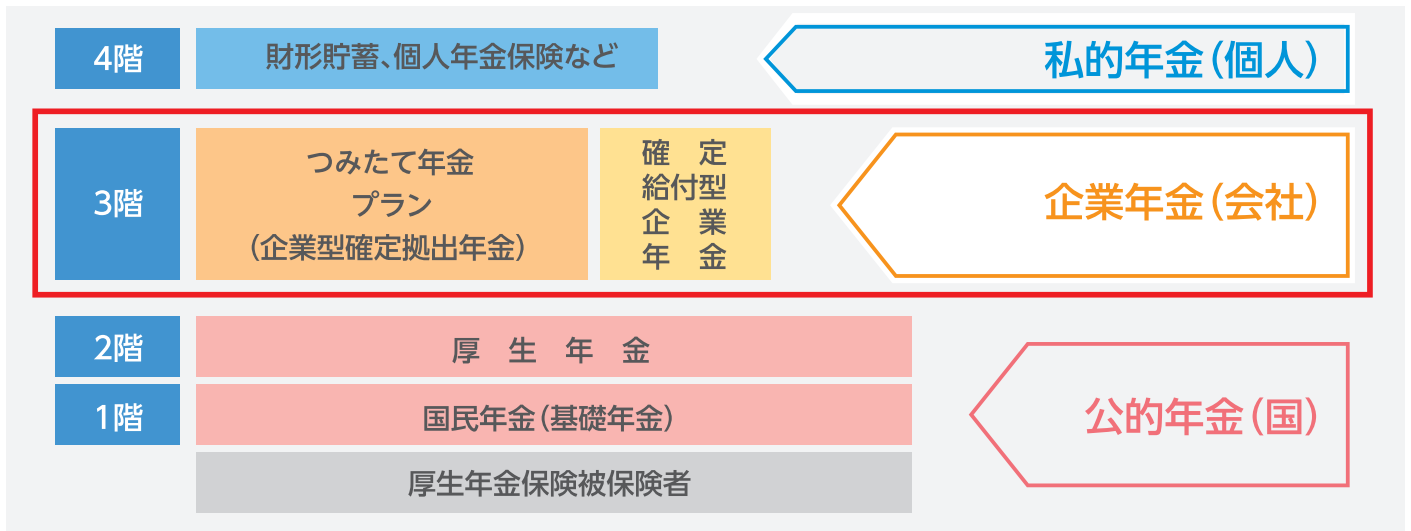
<sup>\*1</sup> 厚生年金保険料(2017年10月納付分より固定)、健康保険料(東京都2021年4月納付分)、雇用保険料(2021年4月納付分)の合計です。

<sup>\*</sup> 税金は掛金額に応じて負担軽減されますが、社会保険料は掛金額に応じて決定される「標準報酬月額」の変動による標準報酬等級のダウンによって起こり得るものです。従って、加入者の収入と掛金額によっては効果が表れない場合もあるのでご注意ください。また、標準報酬等級のダウンにより将来支給される老齢厚生年金の額が減少する可能性があります(老齢基礎年金には影響ありません)。

<sup>\*</sup> 課税所得の計算は、基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除のみ考慮しています。

## つみたて年金プランの役割・位置づけ

つみたて年金プランは公的年金を補う会社の年金(企業年金)制度です。確定拠出年金法に基づき制度が設立、運営されます。当プランは下の図の通り、2階建ての公的年金の不足部分を補う3階部分の制度として位置づけられており、公的年金と同様の税制優遇措置があります。



## 公的年金の現状

### 夫 年金太郎さん (30歳)

- ・社員として65歳で定年退職し年金受給開始
- ・社員期間の平均年収400万円

### 妻 花子さん (25歳)

- ・現在専業主婦  
(65歳までに厚生年金の加入期間10年)
- ・社員期間の平均年収240万円



夫 太郎さんが生涯に  
受け取れる公的年金は

約3,300万円



妻 花さんが生涯に  
受け取れる公的年金は

約2,600万円

合計すると… 約5,900万円<sup>※1</sup>



平均余命から見ると 約7,200万円<sup>※2</sup>の老後資金が必要!?

公的年金の支給だけで豊かな老後を送ることは難しく  
退職時までに十分な年金資産を準備する必要があります。

必要生活費 - (公的年金+預貯金など) = 約1,000~1,500万円



不足する  
生活費



この不足するであろう部分を補ってくれるもの、それが  
「つみたて年金プラン」です!

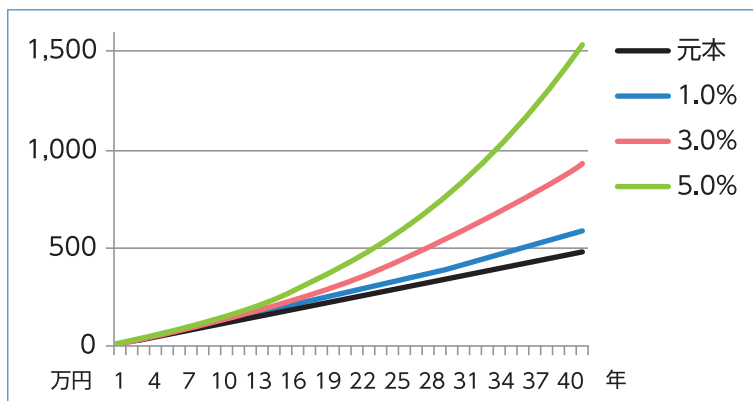
※1 合計額には老齢(基礎・厚生)年金の他、加給年金や(夫死亡後の)遺族年金も含まれます。なお老齢基礎年金については免除や未納期間については考慮していません。  
※2 夫65歳時の平均余命(19年)と妻60歳時の平均余命(29年)から、夫婦で暮らす期間の生活費を25万円、妻のみで暮らす期間の生活費を17.5万円として算出。

# 積み立てのシミュレーション

○毎月1万円の掛金を想定利回り(1%、3%、5%)で積み立てた場合の積立金額

(単位:円)

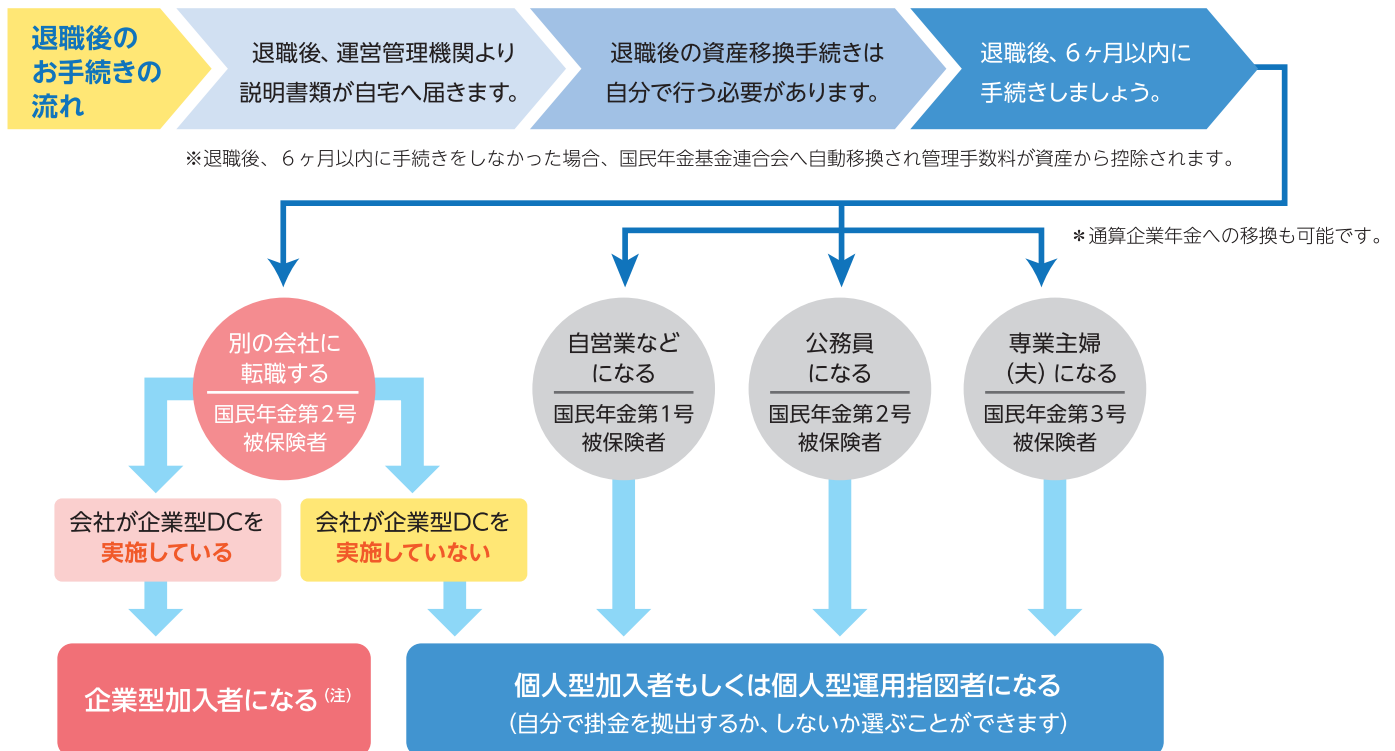
	1年間	10年間	20年間	30年間	40年間
積立元本合計	120,000	1,200,000	2,400,000	3,600,000	4,800,000
1.0%	120,652	1,262,550	2,657,825	4,199,779	5,903,830
3.0%	121,968	1,400,908	3,291,228	5,841,937	9,283,746
5.0%	123,300	1,559,293	4,127,463	8,357,264	15,323,786



当例は、表示されている利回りで運用継続できた場合の給付額を記載しているものであり、その利回りや金額を将来に渡って保証するものではありません。

つみたて年金プランでは掛金額は確定していますが、運用収益については選択商品や掛金配分、及びスイッチングの時期やその頻度などにより変動します。

## 中途退職した場合の選択肢 (ポータビリティ)



(注) ・規約上個人型への加入を認めている場合、企業型と同時に個人型加入者となることが可能です。前職の年金資産は企業型に移換します。  
 ・企業型確定拠出年金に加入資格がない場合、もしくは加入する事を選択しなかった場合は前職の年金資産を個人型に移換し、個人型の加入者または運用指図者となることが可能です。

# 多彩な商品ラインナップ

当プランでは加入者のニーズにお応えするべく、様々な運用商品をラインナップしています。ご自身の年代やライフプランに応じて、最適な商品をお選びください。

## 元本確保型商品

カテゴリー	運用商品名	運用会社名
定期預金	ろうきん定期（スーパー型）	労働金庫連合会
年金保険	フコクDC 積立年金（5年）	富国生命



## 元本変動型商品（パッシブ）

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬*1（税込み）	信託財産留保額*2
国内株式	三井住友・DCつみたてNISA日本株・インデックスファンド	三井住友DS アセットマネジメント	0.176%	-
	ニッセイ日経平均インデックスファンド	ニッセイアセットマネジメント	0.154%	-
海外株式	ニッセイ外国株式インデックスファンド	ニッセイアセットマネジメント	0.1023%	-
	EXE-i 新興国株式ファンド	SBI アセットマネジメント	0.3615%程度	-
	SBI・V・S&P500インデックス・ファンド	SBI アセットマネジメント	0.0938%程度	-
内外株式	SBI・全世界株式インデックス・ファンド<雪だるま>（全世界株式）	SBI アセットマネジメント	0.1102%程度	-
	SBI・先進国株式インデックス・ファンド<雪だるま>（先進国株式）	SBI アセットマネジメント	0.1022%程度以内	-
内外債券	EXE-i 先進国債券ファンド	SBI アセットマネジメント	0.417%程度	-
国内債券	三菱UFJ国内債券インデックスファンド（確定拠出年金）	三菱UFJ 国際投信	0.132%	-
海外債券	野村外国債券インデックスファンド（DC）	野村アセットマネジメント	0.154%	-
バランス型	DC インデックスバランス（株式20）	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス（株式40）	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス（株式60）	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス（株式80）	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	アセットマネジメントOne	0.649%	-
その他	DC ニッセイJ-REIT インデックスファンドA	ニッセイアセットマネジメント	0.275%	-
	三井住友・DC 外国リートインデックスファンド	三井住友DS アセットマネジメント	0.297%以内	-

## 元本変動型商品（アクティブ）

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬*1（税込み）	信託財産留保額*2
国内株式	フィデリティ日本成長株ファンド	フィデリティ投信	1.683%	-
海外債券	SBI-PIMCO 世界債券アクティブ	SBI ボンド・インベストメント・マネジメント	0.8294%	-
内外株式	コモンズ・30・ファンド	コモンズ投信	1.078% 以内	-
	キャピタル世界株式ファンド（DC年金つみたて専用）	キャピタル・インターナショナル	1.085%程度	-
	ひふみ年金	レオス・キャピタルワークス	0.836%	-
バランス型	セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド	セゾン投信	0.590%程度	0.10%
	セゾン資産形成の達人ファンド	セゾン投信	1.550%程度	0.10%

## 元本変動型商品（ターゲット）

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬*1（税込み）	信託財産留保額*2
ターゲット型	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド（ベシック）2030	フィデリティ投信	0.3700%程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド（ベシック）2035	フィデリティ投信	0.3800%程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド（ベシック）2040	フィデリティ投信	0.3800%程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド（ベシック）2045	フィデリティ投信	0.3800%程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド（ベシック）2050	フィデリティ投信	0.3800%程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド（ベシック）2055	フィデリティ投信	0.3900%程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド（ベシック）2060	フィデリティ投信	0.3800%程度	-

### \*1 信託報酬

ファンドを保有している期間にかかる運用管理費用です。信託財産から自動的に差し引かれています。

### \*2 信託財産留保額

ご解約（またはご購入）の際に換金代金（または買付代金）から差し引かれるものです。運用の安定性を保つために信託財産に留保されます。

- ・運用商品が未選択の場合は原則「ろうきん定期（スーパー型）」が自動的に選択されます。
- ・商品一覧の「信託報酬」欄の数値は、信託報酬以外にファンドの管理に係る費用が発生するものについては、当該費用を加味した料率を表示しています。
- ・運用商品は、2022年6月時点の情報に基づいて表示しています。



# 確定拠出年金 制度概要

加入資格	原則70歳未満の厚生年金保険被保険者を加入対象とする事が可能です。ただし、企業により加入の上限は異なります。										
掛 金	掛金は3千円以上、千円単位で自由に選択できます。 法令上の上限は月額55,000円です。 掛金は、会社が定める期間内であれば自由に変更が可能です。 ただし、一度加入した方は現在の職場に在籍している限り掛金の停止ができず、最低掛金額を継続して積み立てします。										
掛金の拠出	加入者が選択した掛金は当月分が翌月20日に拠出されます。										
資産の払出し	資産を積立途中で払い出すことは原則できません。（例外は給付欄「脱退一時金」参照）										
給 付	<p>以下の要件を満たした場合、給付を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <b>■ 老齢給付金</b>            原則60歳で受給権を取得します（通算加入者等期間*1が10年に満たない場合は最長65歳までスライド）。            一時金もしくは年金を選択します。年金種類は、5年・10年・15年・20年の4種類です。            60歳以上での新規加入（通算加入者等期間 1が無い方）は、加入日から5年経過した日以降、受給可能となります。         </li> <li> <b>■ 障害給付金</b>            加入者が所定の障害状態となった場合、受給権を取得します。一時金もしくは年金での受け取りとなり、非課税扱いです。         </li> <li> <b>■ 死亡一時金</b>            加入者が亡くなられた場合、規約に定めるご遺族による受給が可能です。            （年金受取中の方がお亡くなりになられた場合で、未受給分の年金原資があるとき、その未受給の請求を含みます。）            受取方法は一時金受取のみで、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。         </li> <li> <b>■ 脱退一時金</b>            法令上、原則的に60歳以前の途中引き出しは認められていませんが、例外として、定められた受給要件があります。            該当する要件をすべて満たしている場合に限り請求が可能となっています。         </li> </ul>										
税務上の取扱い	<b>掛 金</b> 確定拠出年金の事業主掛金は給与所得とみなされず非課税となります。										
	<b>運用期間中</b> 運用期間中の資産に対して発生した利益については非課税となります。 資産に対して特別法人税として年率1.173%課税されますが、現在2023年3月末まで凍結されています。										
	<b>受 取 時</b> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p><b>【一時金受取の場合】</b> 退職所得となり「退職取得控除」の対象となります。</p> </div> <div style="flex: 2;"> <p>&lt;課税退職所得の計算<sup>*2</sup>&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤続年数</th> <th colspan="2">一時金から退職所得控除額を控除した金額</th> </tr> <tr> <th>300万円以下の場合</th> <th>300万円超の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以下</td> <td>2分の1の課税適用あり 【(退職所得-退職所得控除額)×1/2】</td> <td>2分の1の課税適用なし 【150万円+(退職所得-(300万円+退職所得控除額))]】</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td colspan="2">(金額に関わらず)2分の1の課税適用あり 【(退職所得-退職所得控除額)×1/2】</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p><b>【年金受取の場合】</b> 雑所得となり公的年金等控除の対象となります。 受取金額の7.5%の源泉徴収が行われます。また他の公的年金等と併せて公的年金等控除が適用されます。 一年間の総所得に基づく所得税額との差額について確定申告を行ってください。 課税所得の計算：公的年金等の収入金額-公的年金等控除額</p>	勤続年数	一時金から退職所得控除額を控除した金額		300万円以下の場合	300万円超の場合	5年以下	2分の1の課税適用あり 【(退職所得-退職所得控除額)×1/2】	2分の1の課税適用なし 【150万円+(退職所得-(300万円+退職所得控除額))]】	5年超	(金額に関わらず)2分の1の課税適用あり 【(退職所得-退職所得控除額)×1/2】
勤続年数	一時金から退職所得控除額を控除した金額										
	300万円以下の場合	300万円超の場合									
5年以下	2分の1の課税適用あり 【(退職所得-退職所得控除額)×1/2】	2分の1の課税適用なし 【150万円+(退職所得-(300万円+退職所得控除額))]】									
5年超	(金額に関わらず)2分の1の課税適用あり 【(退職所得-退職所得控除額)×1/2】										
自動移換	<p>退職などで加入者資格を喪失した場合、資産を個人型または他の企業型確定拠出年金や通算企業年金へ移換、もしくは脱退一時金の請求を6カ月以内に行わないと、その資産は現金化され、国民年金基金連合会に自動的に移換されます。自動移換されると、特定運営管理機関手数料や管理手数料、国民年金基金連合会手数料をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。自動移換された場合のデメリットは以下が挙げられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特定運営管理機関手数料や国民年金基金連合会手数料、管理手数料が資産から控除されます。</li> <li>自動移換となると、その間は運用することができないので、各種手数料だけが控除されて資産が目減りします。</li> <li>自動移換されたままでは、給付を受けることができません。</li> <li>自動移換の期間は加入期間（通算加入者等期間）とみなされないため、受給開始時期が遅くなる場合があります。</li> </ol>										

\*1 企業型と個人型それぞれの加入者期間と運用指図者期間を通算した期間です。対象の期間は60歳到達までとなります。

\*2 2021年分までの所得については、従業員（役員等ではない者）の退職所得額の計算は勤続年数及び金額に関わらず「(退職手当等の収入金額-退職所得控除額)×2分の1」で計算されていましたが、2022年分以降の所得については上記の通り改正されました。

# よくあるご質問について

## Q. どんな人が加入できますか？

原則70歳未満の厚生年金保険被保険者であれば加入できます。  
※勤務先の事業所によっては、別途加入資格が定められている場合があります。

## Q. 掛金額は変更できますか？

法人で定められた掛金の変更月に合わせて変更可能です。  
ただし、災害や疾病、住宅の取得など法人がやむを得ないと判断した場合には随時に変更することができます。

## Q. 積み立てを途中でやめることはできますか？

一度掛金の積み立てを開始されると原則中途での積立停止や解約はできません。  
ただし、勤務先で休業・休職(会社都合以外の事由に限る)のうち、無給とされている期間について定めがある場合はその期間は積み立ての中断が可能です。

## Q. 何歳になると受け取ることができますか？

「老齢給付金」は原則60歳で受給する権利を取得します  
(通算加入者等期間が10年に満たない場合は最長65歳までスライド)。

60歳以上での新規加入(通算加入者等期間が無い方)は、  
加入日から5年経過した日以降、受給可能となります。

通算加入者等期間別の受取開始年齢

通算加入者等期間	受取開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢
10年以上	60歳	4年～6年未満	63歳
8年～10年未満	61歳	2年～4年未満	64歳
6年～8年未満	62歳	2年未満	65歳

## Q. どんな受け取り方ができますか？

- ① 一時金受取 一時金として一括してお受け取りできます。この場合、退職所得として取り扱われ、退職所得控除の対象となります。
- ② 年金受取 5年・10年・15年・20年から選択できます。この場合、雑所得として取り扱われ、公的年金等控除の対象となります。

## Q. 退職や転職をした場合、自分の資産はどうなりますか？

離転職時にもそれまでの年金資産を課税されずに持ち運ぶことが可能です。離転職後の状態によって取扱いが異なります。  
本パンフレット4ページに記載の「中途退職した場合の選択肢(ポータビリティ)」をご参照ください。

## Q. なぜ社会保険料の負担軽減になるのですか？

社会保険料は「標準報酬月額」から算出されており、その標準報酬月額は「給与」を基に決定されています。  
つみたて年金プランの掛金は「給与」とみなされないため、その掛金額によっては標準報酬月額の等級が下がり、その等級に応じた社会保険料を負担することになります。等級が下がると社会保険料も下がるため負担軽減に繋がります。  
ただし、掛金額によっては等級に影響がない場合もありますので、ご注意ください。

## Q. 社会保険料が下がることの不利益はありませんか？

社会保険料が下がることにより、将来支給される「老齢厚生年金」の額が減少する可能性があります。  
同様の理由から、健康保険、雇用保険における給付額が減額となる可能性があります。

<計算例>加入者年齢30歳(給与月額25万円)が60歳まで毎月1万円の掛金拠出をした場合

保険種類	支給金種類	減額見込み額*
厚生年金保険	老齢厚生年金	39,464円(1年当たり)
健康保険	出産手当金	477円(1日当たり)
	傷病手当金	477円(1日当たり)
雇用保険	育児休業給付金	223円(育児休業開始日から180日目まで) 167円(育児休業開始日から181日目以降) (いずれも1日当たり)
	介護休業給付金	223円(1日当たり)

※現在の法令等に基づいた概算値であり、  
実際の金額とは異なる場合があります。

運営管理機関であるSBIベネフィット・システムズでは、中立的な立場で、定量・定性分析を実施し、専門的知見に基づき、運用商品を選定しております。  
選定商品については継続的にモニタリングし、品質維持を行っておりますが、事業所ごとに商品ラインナップを変更することはできません。

\*当資料は「つみたて年金プラン」の概要をご紹介するものであり、各金融商品の勧誘を行うものではありません。

\*当資料は作成日時時点の制度、税制に基づいて作成しております。今後、記載内容に変更が生じる可能性がありますこと、ご了承願います。